

指定管理者候補者の決定について

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで長崎市植木センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

1 施設の名称 長崎市植木センター

2 指定管理者候補者の名称

農事組合法人古賀植木園芸組合

3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

植木センターは、400年以上の歴史を誇る植木の産地である古賀・松原地区一帯において、市民への緑化に対する思想の普及や情報の提供、植木園芸の振興を図ることを目的に整備した「植木の里」の中核施設である。

現在の指定管理者である農事組合法人古賀植木園芸組合は、植木の生産者により構成され、地域の生産者を代表する組織であり、植木園芸に関する情報及び技術指導能力を有していることから、地域と連携し、より効果的な緑化の啓発や植木園芸の振興が期待されるため。